

昭和四十八年度 町税改正のあらまし

昭和四十八年度の町税は「地方税法の一部を改正する法律」が去る四月二十六日国会で成立いたしましたがこの法律の改正に伴つて、「門川町町税条例の一部を改正する条例」が五月十一日の第三回臨時町議会で可決されましたので、これららの法律又は条例の改正規定で課税されることになります。

本年度もこれらの配偶者扶養、老年者、障害者、寡婦（夫と死別又は離別した者）の引上げを行なうとともに、老年扶養控除（満七十才以上の老人）制度を新らしく設けるなどして、課税最低限（税金が課せられる最低限の所得額、即ち生活に必要な最低限の所得には課税しないという趣旨）の引上げを行ない、或は寡婦、老年者、障害者等の非課税（税金を課さない）の範囲を拡大して住民税の減税が行われたのであります。

七月一日し八日は主民実態調査の日である

れなく申しして下れい

改正のあらまし

(1) 昭和48年度分							(2)							
税目 項 目		現 行	改 正 後	差 額	備 考	税目 項 目	改 正 事 項							
		(昭和47年度)	(昭和48年度)											
		円	円	円										
住 民 税	基礎控除額	150,000	160,000	10,000			住 民 税	肉用牛の売却にかかる所得の課税の特例	肉用牛の売却による農業所得の免税措置の適用期限を昭和53年度まで延長					
	配偶者	140,000	150,000	10,000				改 正 前	改 正 後	改 正 前	改 正 後	改 正 前	改 正 後	
	扶養	1人につき	120,000	10,000				課税所得金額の区分	税率	課税所得金額の区分	税率	課税所得金額の区分	税率	
	障害者	110,000	120,000	10,000				15万円以下の金額	2%	30万円以下の金額	2%	30万円をこえる金額	3%	
	特別障害者	100,000	120,000	20,000				15万円をこえる金額	3%	30万円をこえる金額	3%	30万円をこえる金額	3%	
	寡婦	120,000	140,000	20,000				40	4%	50	4%	50	4%	
	老年者	100,000	120,000	20,000				70	5%	80	5%	80	5%	
	勤労学生	100,000	120,000	20,000				100	6%	110	6%	110	6%	
	配偶者のない第1人の扶養	100,000	120,000	20,000				150	7%	150	7%	150	7%	
	老人扶養	120,000	140,000	20,000				以下略	以下略	以下略	以下略	以下略	以下略	
	通常の扶養控除	110,000	140,000	30,000	創設(扶養親族のうち70才以上の者)		税	区分	勤続年数	改正前	改正後	課税退職所得金額の区分		税率
	社会保険料	全額	0					10年まで	1年につき5万円	1年につき10万円		改 正 前	改 正 後	率
	生命保険料	27,500	27,500	0	限度額			10年をこえ20年まで	10 "	20 "		15万円以下の金額	30万円以下の金額	2%
	青色申告	0	100,000	100,000	"			20年をこえ30年まで	20 "	30 "		15万円をこえる金額	30万円をこえる金額	3%
	青色専従給与額	全額	0					30年をこえる	30 "	40 "		40	50	4%
	白色事業専従者控除額	170,000	170,000	0	障害者、未成年者、老年者、寡婦、給与所得の場合							70	80	5%
	非課税範囲の拡大	380,000	430,000	50,000	668,000円まで							100	110	6%
	寡婦の範囲の拡大	夫と死別したあと婚姻していないもので扶養親族のないもの(年所得150万円以下の者に限る)			についても寡婦控除適用							150	150	7%
												以下略	以下略	以下略